

おくやみハンドブック
〜ご遺族の方へ〜

我孫子市



ご遺族の方へ

ご家族のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

ご遺族の方が届出などをしなければならない市役所関係及び、

市役所以外の一般的な手続きをまとめましたので、

このハンドブックをご活用ください。

ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問い合わせください。

このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

我孫子市



もくじ

おくやみコーナーについて	2
庁舎のご案内	3
死亡後の手続きで期限があるもの	5
市役所及び公的機関で行うもの	7
市役所及び公的機関以外で手続きが必要になるもの	14
相続に関する手続きチェックリスト	16
住民税・介護保険料について	18
亡くなられた方の戸籍や住民票について	19
公共施設案内図	23
千葉地方法務局柏支局・松戸年金事務所・街角の年金相談センター柏のご案内	24

おくやみコーナーについて

対 象：我孫子市に住民登録のあった方のご遺族

開設日：火曜日・水曜日・木曜日（祝祭日、12月29日から1月3日を除く）

時 間：1日2枠

①9：00～12：00

②14：00～17：00

場 所：我孫子市役所本庁舎 1階

予 約：利用希望日の**5開庁日前まで**にご予約ください。

【電話での予約】 ☎ 04-7185-1111（代表）

「おくやみコーナーの予約」とお伝えください。

【LINEでの予約】



こちらの二次元コードをスマートフォン等で読み取り、予約することができます。

※市役所以外での手続きが必要な場合があります。あらかじめご了承ください。

※直接担当課へ行き、ご自身で手続きいただくこともできます。

※全ての手続きが当日中に終わらないこともあります。

【持ち物】※該当するものをお持ちください。

●亡くなられた方のもの

国民健康保険被保険者証

後期高齢者医療被保険者証

介護保険被保険者証

高齢者移送サービス利用券

障害者手帳

福祉タクシー利用券

重度障害者医療費助成受給券

自立支援医療受給者証

阪東バス・あびバス免許返納割引証

●窓口に来られる方のもの

本人確認書類

顔写真付きの場合は1点（マイナンバーカード、免許証等）

顔写真のないものは2点（保険証、年金手帳等）

葬儀の領収書又は会葬礼状等

葬祭執行者の口座のわかるもの

農地の相続がある場合

所有権移転後の登記事項証明書又は遺産分割協議書

おくやみ手続きナビ利用案内

スマートフォンやPCで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きの確認ができるおくやみ手続きナビもぜひご利用ください。

URL：<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/12222>



庁舎のご案内

【我孫子市役所】

所在地：〒270-1192

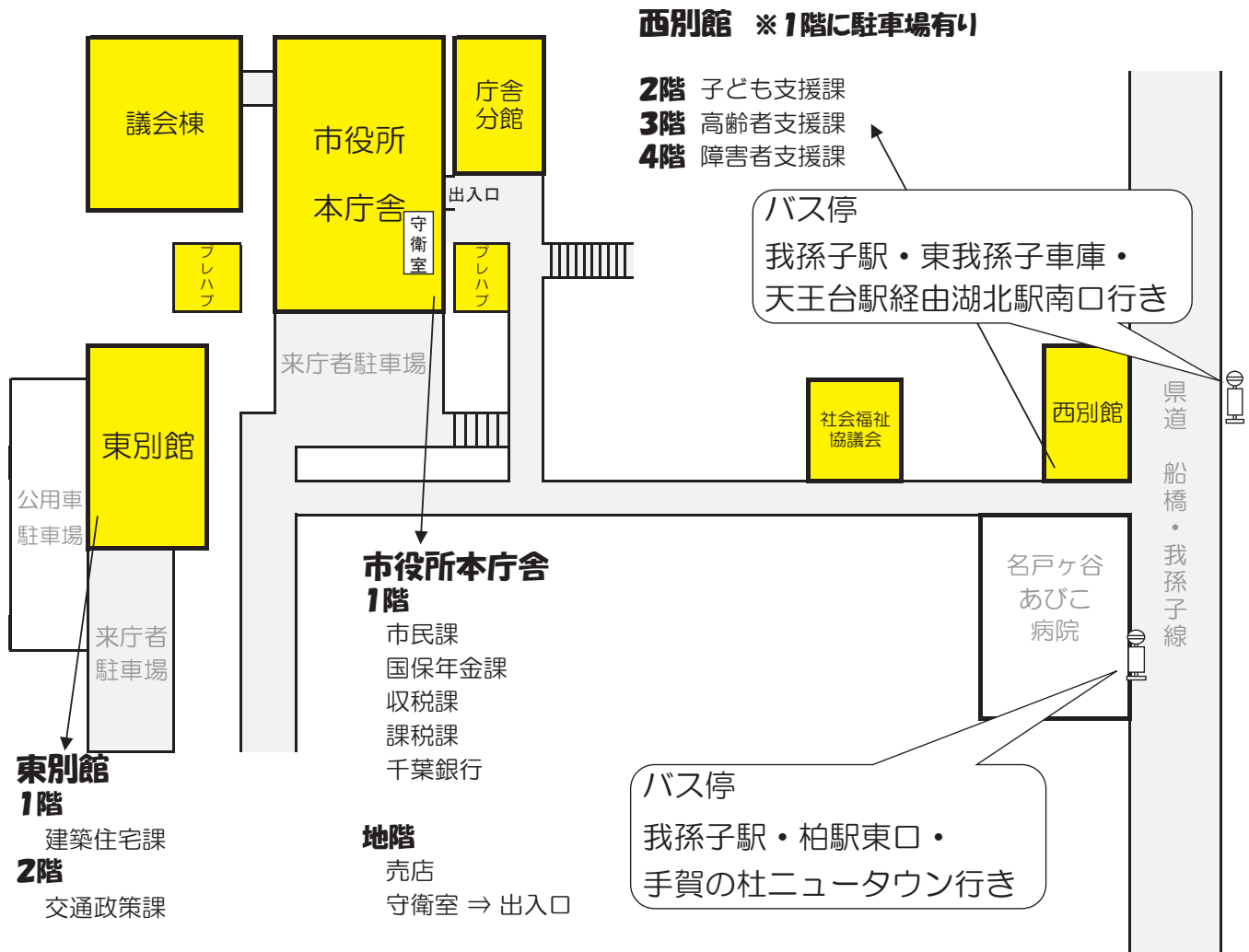
我孫子市我孫子1858番地

Tel：04-7185-1111(代表)

開庁時間：月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで。

土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。

アクセス：JR我孫子駅南口から市役所経由東我孫子車庫・湖北駅南口行き、又は手賀の杜ニュータウン行きバスで約10分「市役所」バス停車、徒歩1分



【行政サービスセンター】

主な業務：● 転入・転出・転居届等の住民異動届 ● 出生・死亡等の戸籍届出 ● 印鑑登録申請
● 住民票・戸籍謄抄本・印鑑証明・税務証明等の交付

我孫子行政サービスセンター

開館日時：月・水・金 9時00分～20時00分
火・木・土 9時00分～17時00分

- 月・水・金の17時以降及び土曜日はお取り扱いできない業務があります。事前にお問い合わせください。
- 日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)は閉館。

- 所在地：本町3丁目1番2号(けやきプラザ1階)
- tel: 04-7185-1581
- 駐車場：けやきプラザ内
(30分まで無料、以降30分増す毎に100円)
- 駐輪場：本町3丁目自転車駐車場3階指定場所
(けやきプラザ東側・無料)

パスポート窓口(我孫子行政サービスセンター内)

主な業務：旅券の申請・交付

申請日時：月～金 9時00分～16時30分
交付日時：月～土 9時00分～16時30分

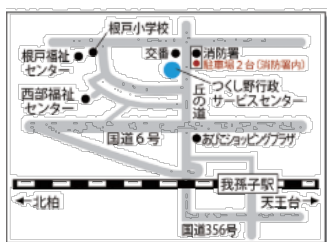
- tel: 04-7181-1292
- 土曜日は交付(受け取り)のみ。申請はできません。
- 日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)は閉館。



つくし野行政サービスセンター

開館日時：月・水・金 8時30分～17時00分
□ つくし野3丁目22番2号 tel: 04-7185-1674

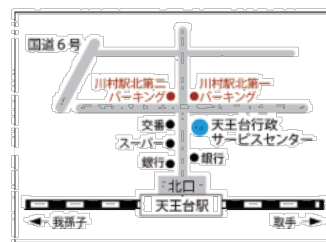
- 駐車場は向かい側の消防署の敷地内にあります。専用の指定場所をご利用ください。



天王台行政サービスセンター

開館日時：月～金 8時30分～17時00分
□ 柴崎台1丁目10番15号 tel: 04-7185-1589

- 駐車場は交差点の反対側と斜め前の川村駅北パーキングをご利用ください。ご利用の際は駐車券を窓口までお持ちください。



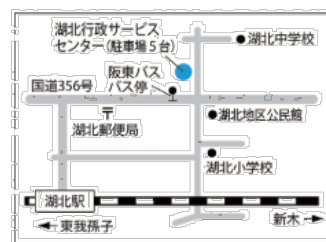
湖北台行政サービスセンター

開館日時：月～金 8時30分～17時00分
□ 湖北台3丁目1番1号 tel: 04-7185-4982



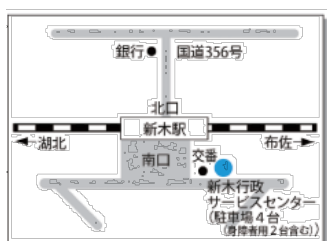
湖北行政サービスセンター

開館日時：火・木 8時30分～17時00分
□ 古戸171番地の2 tel: 04-7185-4983



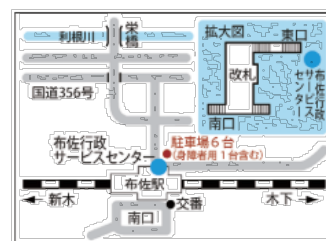
新木行政サービスセンター

開館日時：月～金 8時30分～17時00分
□ 南新木1丁目1番地の1 tel: 04-7185-2224



布佐行政サービスセンター

開館日時：月・水・金 8時30分～17時00分
□ 布佐2730番地の1 tel: 04-7185-4984



※湖北台・湖北行政サービスセンターは、令和6年度中に統合、移転を予定しています。

死亡後の手続きで期限があるもの

ご家族がお亡くなりになられたときに、市役所などで必要となる主な手続きです。状況によって、必要書類や手続きが異なる場合があります。詳細につきましては、担当窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先

我孫子市役所（代表）
☎ 04-7185-1111
※担当課名をお伝えください。

死亡の事実を知った日から7日以内

死亡届 ※一般的に葬儀社などが届出を代行してくれます。

手続きの内容・持ち物など

- 死亡届と死亡診断書（死亡届と死亡診断書を一枚にした様式が病院や市区町村役場にあります。）
死亡届の届出時に、火葬許可証をお渡しします。

窓口

市民課（本庁舎）、各行政サービスセンター

死亡の翌日から15日以内

児童手当・特例給付

手続きの内容・持ち物など

- 児童手当・特例給付認定請求書の申請
受給者が亡くなった場合、配偶者（養育者）が申請してください。
※死亡日の翌日から15日を過ぎて申請された場合は、手当を受給できない月が発生する場合がありますのでご注意ください。
- 児童手当・特例給付の未支払いがある場合
「未支払児童手当・特例給付請求書」の申請が必要です。
※亡くなった受給者に児童手当・特例給付の未支払いがある場合は、支給対象児童口座へ振込みをします。

窓口

子ども支援課（西別館）

葬儀を行った翌日から2年以内

国民健康保険

手続きの内容・持ち物など

葬祭費の申請

・葬祭執行者（喪主又は施主）を証する書類の原本又はコピー

※葬儀の領収書・会葬礼状などで、亡くなった方と葬祭執行者の氏名記載のもの。

・葬祭執行者の口座番号がわかるもの

窓口

国保年金課（本庁舎）、各行政サービスセンター

後期高齢者医療保険

手続きの内容・持ち物など

葬祭費の申請

・葬祭執行者（喪主又は施主）を証する書類の原本又はコピー

※葬儀の領収書・会葬礼状などで、亡くなった方と葬祭執行者の氏名記載のもの。

・葬祭執行者の口座番号がわかるもの

窓口

国保年金課（本庁舎）、各行政サービスセンター

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

死亡後の手続きで
期限があるもの

市役所及び公的
機関で行うもの

市役所及び公的機関以外で
手続きが必要になるもの

相続に関する
手続きについて

住民税・介護保険料
について

亡くなられた方の
戸籍や住民票について

公共施設・法務局支局・
年金事務所・年金相談センター

市役所及び公的機関で行うもの

手続きの内容・持ち物・お問い合わせ先など

1 年金を受給（加入）していた方が亡くなった時の手続き

※亡くなられた方の年金の種類やご遺族の状況によって必要な手続きが異なります。

【年金を受給していた方】

未支給年金

年金を受給している方が亡くなった時、亡くなった月分までの年金を、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。

【請求期限】亡くなった後、速やかに（時効は5年）

受給権者死亡届

年金を受給している方が亡くなった時は、年金を受ける権利がなくなるため「受給権者死亡届」の提出が必要です。未支給年金の請求と同時に届出させていただきます。未支給年金を請求できない方は「受給権者死亡届（報告書）」のみご提出ください。

遺族年金

亡くなった方に一定の条件が当てはまる遺族がいる場合、遺族年金を受け取ることができる場合があります。

【請求期限】亡くなった後、速やかに（時効は5年）

未支給年金・遺族年金を受け取れる遺族の範囲と順位

亡くなった当時、その方と生計を同じくしていた、(1) 配偶者 (2) 子 (3) 父母 (4) 孫 (5) 祖父母 (6) 兄弟姉妹 (7) その他 (1)～(6) 以外の3親等内の親族。順位もこのとおりです。

【年金に加入中だった方、年金をまだ受給していなかった方(60歳～65歳など)】

亡くなられた方やご遺族の状況により年金（遺族年金・寡婦年金・死亡一時金等）の請求ができる可能性があります。請求の可否や必要となる手続きの種類、受付窓口については、ねんきんダイヤル又は年金事務所へお問い合わせください。

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

死亡後の手続きで
期限があるもの

市役所及び公的
機関で行うもの

市役所及び公的機関以外で
手続きが必要になるもの

相続に関する
手続きについて

住民税・介護保険料
について

亡くなられた方の
戸籍や住民票について

公共施設・法務局支局・
年金事務所・年金相談センター

死亡後の手続きで
期限があるもの

市役所及び公的
機関で行うもの

市役所及び公的機関以外で
手続きが必要になるもの

相続に関する
手続きについて

住民税・介護保険料
について

亡くなられた方の
戸籍や住民票について

公共施設・法務局支局・
年金事務所・年金相談センター

【お問い合わせ先】

年金の受給（加入）状況によってお問い合わせ先が異なります。基礎年金番号のわかるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。受給（加入）していた年金の種類や基礎年金番号が不明の場合は、年金事務所にお問い合わせください。

年金の受給（加入）状況	【お問い合わせ先】
国民年金のみ受給していた	我孫子市役所国保年金課年金係 ☎ 04-7185-1111（内線911）
厚生年金を（も）受給していた	○ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 ○松戸年金事務所 ☎ 047-345-5517 （全国の年金事務所に対応可能です）
共済年金を（も）受給していた	加入していた共済組合に確認をお願いします
年金に加入中であった	○ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 ○松戸年金事務所 ☎ 047-345-5517 （全国の年金事務所に対応可能です）
年金をまだ受給していなかった （60才～65才など）	

我孫子市 国保年金課 年金係
☎ 04-7185-1111（内線 911）

2 印鑑登録

印鑑登録証の返却の必要はありませんが、ご希望の場合は返却いただくことも可能です。

窓口 市民課（本庁舎）、各行政サービスセンター

3 住民基本台帳カード

返却の必要はありませんが、ご希望の場合は返却いただくことも可能です。

窓口 市民課（本庁舎）、各行政サービスセンター

4 マイナンバー（個人番号）の通知カード・マイナンバーカード（個人番号カード）

マイナンバー（個人番号）の通知カード・マイナンバーカード（個人番号カード）の返却の必要はありませんが、ご希望の場合は返却いただくことも可能です。

※相続税の申告などで亡くなった方のマイナンバーが必要な場合があります。返却後はお返しできませんので、ご注意ください。

窓口 市民課（本庁舎）、各行政サービスセンター

手続きの内容・持ち物・お問い合わせ先など

5 国民健康保険

- 国民健康保険被保険者証などの返却
※病院での精算後にご返却ください。

窓口 国保年金課（本庁舎）、各行政サービスセンター

6 後期高齢者医療保険

- 後期高齢者医療被保険者証などの返却
※病院での精算後にご返却ください。

窓口 国保年金課（本庁舎）、各行政サービスセンター

7 介護保険

- 介護保険被保険者証の返却
- 該当の方は介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証の返却

窓口 高齢者支援課（西別館）、市民課（本庁舎）、各行政サービスセンター

8 高齢者サービスを利用していた場合

- 高齢者移送サービス利用券の返却
- 緊急通報システム機器の撤去、見守り安心GPS（徘徊探知システム）の返却など
※利用料が発生してしまう場合がありますので、お早めにお問い合わせください。

窓口 高齢者支援課（西別館）

9 児童扶養手当・子ども医療費助成・ひとり親家庭医療費など

- 今まで受給していた手当などがある場合は、変更・喪失などの手続きが必要です。新たに手当などを受給できる場合があります。手続き期限がある場合もありますので、お早めにお問い合わせください。

窓口 子ども支援課（西別館）

死亡後の手続きで
期限があるもの

市役所及び公的
機関で行うもの

市役所及び公的機関以外で
手続きが必要になるもの

相続に関する
手続きについて

住民税・介護保険料
について

亡くなられた方の
戸籍や住民票について

公共施設・法務局支局・
年金事務所・年金相談センター

10 運転免許証自主返納者 / 公共交通機関優遇制度

- 阪東バス・あびバス免許返納割引証、タクシー利用券の返却

窓口 交通政策課（東別館）

11 農地の相続

- 農地の権利を移転するため、農家台帳の変更

窓口 農業委員会（水の館）

12 障害者手帳など

- 障害者手帳などの返却
 - 各種障害者手当などに該当する方は、資格喪失届及び現況届の提出
 - 重度障害者医療費助成に該当する方は、資格喪失届の提出及び受給券の返却
 - 福祉タクシー利用券の返却
- ※その他、障害福祉サービスの利用がある場合は、お早めにお問い合わせください。

窓口 障害者支援課（西別館）

13 固定資産（土地、家屋など）

- 不動産所有権移転登記

窓口 千葉地方法務局柏支局 ☎ 04-7167-3309

- 口座振替の中止又は変更
- 期限経過分の税金のお支払い
- 納期未到来分納付書の確認・再発行

窓口 収税課（本庁舎）

- 固定資産税納税通知書の郵送先変更

窓口 課税課（本庁舎）

手続きの内容・持ち物・お問い合わせ先など

14 固定資産（空き家、土地）※今後空き家になるものを含む

- お住まいになっていた家が空き家になる場合は、「我孫子市空き家バンク」を実施していますので、ご相談ください。
また、8月を除く毎月第2金曜日には、住宅・不動産相談を行っていますので、ご活用ください。
※状況により、相談日を変更、又は中止する場合がありますので、ご了承ください。

窓口 建築住宅課（東別館）

15 市営住宅

- 市営住宅承継入居承認申請書の提出
- 市営住宅同居者異動届の提出
- 市営住宅明渡し届の提出
※状況などにより、提出する書類が異なりますので、必ずご相談ください。

窓口 建築住宅課（東別館）

16 普通自動車 / 二輪車 / 軽自動車

- 普通自動車の自動車税に関すること

窓口 柏県税事務所 ☎ 04-7147-1231

- 普通自動車、二輪車（125cc超）の廃車・名義変更

窓口 関東運輸局千葉運輸支局 野田自動車検査登録事務所
☎ 050-5540-2023

- 軽自動車（四輪車、三輪車、トレーラー）の廃車・名義変更

窓口 軽自動車検査協会 千葉事務所野田支所
☎ 050-3816-3117

MEMO

.....

.....

.....

.....

17 原動機付自転車 / 小型特殊自動車 / 二輪車 / 軽自動車

- 原動機付自転車 (125cc以下)、小型特殊自動車、二輪車 (125cc超)、
軽自動車 (四輪車、三輪車、トレーラー) の軽自動車税 (種別割) に関すること
- 原動機付自転車 (125cc以下)、小型特殊自動車の廃車・名義変更
- 軽自動車税 (種別割) 納税通知書の郵送先変更

窓口 課税課 (本庁舎)

- 口座振替の中止又は変更
- 期限経過分の税金のお支払い
- 納期未到来分納付書の確認・再発行

窓口 収税課 (本庁舎)

18 水道・下水道

- 名義変更・解約など

窓口 水道局お客様センター ☎ 04-7184-0116

19 図書館利用者

- 貸出中の図書などの返却

窓口 手続きを行った図書館

20 飼い犬の所有者変更

- 新たな所有者が決まったら犬の登録事項の変更

窓口 手賀沼課 (水の館) ☎ 04-7185-1484

21 不用品・ごみ

- 分別してごみ集積所へお出してください。また、直接搬入される場合は、クリーンセンターへお問い合わせください。

窓口 手賀沼課 資源循環推進室 ☎ 04-7187-0015

手続きの内容・持ち物・お問い合わせ先など

22 パスポート (有効期間が残っている場合)



返納

- ・亡くなったことが確認できる戸籍謄本
- ・窓口に来られる方の本人確認書類 (運転免許証、健康保険証など)

※ご家族の希望があれば、失効処理をしてお返しできます。

※有効期間が満了している場合、届出の必要はありません。

窓口

我孫子行政サービスセンター内 パスポート窓口

☎ 04-7181-1292

全国のパスポート窓口又は旅券事務所

23 運転免許証



返納

窓口

我孫子警察署 ☎ 04-7182-0110

流山運転免許センター ☎ 04-7147-2000

最寄りの警察署又は運転免許センター

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

死亡後の手続きで
期限があるもの

市役所及び公的
機関で行うもの

市役所及び公的機関以外で
手続きが必要になるもの

相続に関する
手続きについて

住民税・介護保険料
について

亡くなられた方の
戸籍や住民票について

公共施設・法務局支局・
年金事務所・年金相談センター

市役所及び公的機関以外で手続きが必要になるもの

市役所での手続きのほかにも、故人が受けていた様々なサービスについて手続きが必要な場合があります。下記一覧は主な手続きの例になりますので、必要に応じてご参照ください。

※詳しい手続きについては、各お問い合わせ先までご確認ください。

1	電気
<input checked="" type="checkbox"/>	名義変更・支払方法の変更又は利用廃止
窓口	契約している電力会社
2	ガス
<input checked="" type="checkbox"/>	名義変更・支払方法の変更又は利用廃止
窓口	契約しているガス会社
3	携帯電話
<input checked="" type="checkbox"/>	承継又は解約
窓口	契約している電話会社の店舗
4	固定電話
<input checked="" type="checkbox"/>	加入権承継、解約など
窓口	契約している電話会社
5	その他利用サービス
<input checked="" type="checkbox"/>	承継又は解約（新聞、オンラインサービスなど）
窓口	契約しているサービス提供会社
6	クレジットカード
<input checked="" type="checkbox"/>	解約
窓口	契約しているクレジットカード会社

死亡後の手続きで
期限があるもの

市役所及び公的
機関で行うもの

市役所及び公的機関以外で
手続きが必要になるもの

相続に関する
手続きについて

住民税・介護保険料
について

亡くなられた方の
戸籍や住民票について

公共施設・法務局支局・
年金事務所・年金相談センター

7 預貯金

預金や貯金の相続手続き

窓口 □座がある銀行、郵便局など

8 株式や投資信託

株式や投資信託の相続手続き

窓口 □座がある証券会社、銀行、郵便局など

9 生命保険

保険金の受け取りや契約者の名義変更など

窓口 契約している生命保険会社

10 NHK受信料

解約や契約者変更など

窓口 NHK フリーダイヤル窓口 ☎ 0120-151515

法定相続情報証明制度について

相続手続きには、便利な「法定相続情報証明制度」をご利用ください。金融機関預金手続き、保険請求手続き、相続税申告、相続登記など、それぞれの窓口での各種相続手続きに必要な戸籍謄本一式の提出の省略が可能となります（ただし、一部利用できない機関もあります）。

詳しくは、法務局ホームページをご覧になるか、最寄りの法務局（千葉地方法務局柏支局 ☎ 04-7167-3309）へお問い合わせください。

また、専門家（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士）に依頼することも可能です。

MEMO

.....
.....
.....
.....

相続に関する手続きチェックリスト

相続に関する手続きについては、一覧表を参考に各機関や専門家にご相談ください。

項目	期限	備考
<input checked="" type="checkbox"/> 相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。本籍地の役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」とご相談ください。
<input checked="" type="checkbox"/> 遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場にご相談ください。
<input checked="" type="checkbox"/> 遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
<input checked="" type="checkbox"/> 相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社にお問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、不動産の所在地の役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
<input checked="" type="checkbox"/> 遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、銀行などの金融機関や不動産の名義変更で法務局などへ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。ご自身又は専門士業に依頼して作っていただく書類です。
<input checked="" type="checkbox"/> 相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input checked="" type="checkbox"/> 所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。詳しくは税務署にご相談ください。
<input checked="" type="checkbox"/> 相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。詳しくは税務署にご相談ください。 基礎控除額 = 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

※我孫子市の広報紙「広報あびこ」の毎月1日号には、市民相談・県民相談情報が掲載されています。ご活用ください。

死亡後の手続きで
期限があるもの

市役所及び公的
機関で行うもの

市役所及び公的機関以外で
手続きが必要になるもの

相続に関する
手続きについて

住民税・介護保険料
について

亡くなられた方の
戸籍や住民票について

公共施設・法務局支局・
年金事務所・年金相談センター

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました

不動産登記簿を見ても土地・建物の所有者が直ちに判明しない、又は判明しても連絡が見つからない「所有者不明土地」の発生を予防するための法律がスタートしました。

令和6年4月1日から、**相続等により不動産の取得を知ってから3年以内に登記の申請をすることが義務**となります。また、正当な理由なく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科される可能性があります。

ポイント

★令和6年4月1日より前の相続でも、未登記であれば義務化の対象となります。この場合は、法律の施行日から3年以内（令和9年3月31日まで）に登記をする必要があります。

★制度に関する詳細は、 で検索してください。

★個別の事案に対するご相談は、司法書士会の「相続登記相談センター」
☎ 0120-13-7832にお問い合わせください。

★相続登記の申請手続に関するご案内（ハンドブック）はこちら →
(法務局ホームページ)



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」



MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

住民税・介護保険料について

よくあるご質問①

Q. 亡くなった場合、住民税は課税されるの？

A. 住民税は1月1日現在お住まいの方に課税されます。年の途中で亡くなった方の住民税は、相続人の方が納付することとなります。

なお、亡くなった方に代わり、納税通知書の文書を受領する人を決める相続人代表者指定届のご提出をお願いします。

◇お問い合わせ先◇

我孫子市役所

課税課（本庁舎）

よくあるご質問②

Q. 亡くなった場合、介護保険料はどうなるの？

A. 亡くなった場合、介護保険料は、資格喪失日（死亡日の翌日）の前月まで月割りで算定します。その際、納め過ぎとなった分は後日還付します。また、不足する場合は、相続人に不足分を納付していただくこととなります。なお、特別徴収（年金からの天引き）で介護保険料を納付していた場合は、年金保険者（日本年金機構・共済組合など）に対し、すみやかに死亡の届出を行ってください。

◇お問い合わせ先◇

我孫子市役所

高齢者支援課（西別館）

MEMO

.....

.....

.....

.....

死亡後の手続きで
期限があるもの

市役所及び公的
機関で行うもの

市役所及び公的機関以外で
手続きが必要になるもの

相続に関する
手続きについて

住民税・介護保険料
について

亡くなられた方の
戸籍や住民票について

公共施設・法務局支局・
年金事務所・年金相談センター

亡くなられた方の戸籍や住民票について

亡くなられた方の戸籍について

1 各種手続きで使う戸籍謄本などの証明書について

亡くなられた方の名義である預貯金、土地登記など、相続に関する手続きのために戸籍謄本などが必要になる場合があります。その際に一般的に使用する戸籍の証明書に関する用語についてご紹介します。

用語	説明
本籍地	戸籍を置いてある場所のことです。
戸籍の筆頭者	戸籍の最初に氏名が書かれている方です。亡くなられても変わりません。
戸籍	国民の身分関係（日本国籍、性別、夫婦、親子、親族関係など）を登録し公証するものです。
除籍	死亡、婚姻、離婚、転籍などの理由で戸籍から除かれることです。 ※全員が除かれた状態の戸籍の証明書を除籍謄本（又は抄本）といいます。
改製原戸籍	法改正により戸籍の改製（作り直し）が行われた際の、改製される前の古い戸籍のことです。
死亡届記載事項証明書 死亡届書等情報内容証明書 （死亡届の写し）	届出された死亡届（死亡診断書含む）を写したものです。ただし、交付には制限がありますので、事前にお問い合わせください。
戸籍の附票	戸籍に記載されている方の住民票の住所と、住所を定めた日、出生の年月日、男女の別を記載したものです。
謄本 （全部事項証明書）	記載内容の全てを証明したものです。
抄本 （個人又は一部事項証明）	記載内容の個人（又は一部）を証明したものです。

2 生まれてから亡くなるまでの連続した戸籍とは？

出生の届出をして戸籍に記載されてから死亡の届出をして除籍されるまでの一連の戸籍のことを指します。多くの方は、その間に結婚や転籍、戸籍の改製などを経て複数の戸籍が作られています。相続などの手続きでは、法定相続人調査のため、亡くなられた方の全ての戸籍が必要となることがあります。

3 戸籍謄本などの郵便でのご請求について

本籍が遠方にある方や、窓口の開いている時間に来られない方は、郵便で戸籍謄本などを請求することも可能です。詳しくは本籍のある市区町村役場にお問い合わせください。我孫子市ではホームページでも郵送請求の方法についてご案内していますのでご参照ください。

また、市役所市民課及び各行政サービスセンターの窓口にも郵送依頼書がありますので、ご利用ください。

我孫子市ホームページアドレス
<https://www.city.abiko.chiba.jp/>

我孫子市 戸籍 郵送



4 戸籍謄本は死亡の届出をしたらすぐとれるの？

市区町村役場に死亡の届出をされてから、本籍のある市区町村役場で死亡の記載をした戸籍ができるまでに1～2週間ほどかかります。その間は、戸籍謄本などを発行できないのでご注意ください。

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

死亡後の手続きで期限があるもの

市役所及び公的機関で行うもの

市役所及び公的機関以外で手続きが必要になるもの

相続に関する手続きについて

住民税・介護保険料について

亡くなられた方の戸籍や住民票について

公共施設・法務局支局・年金事務所・年金相談センター

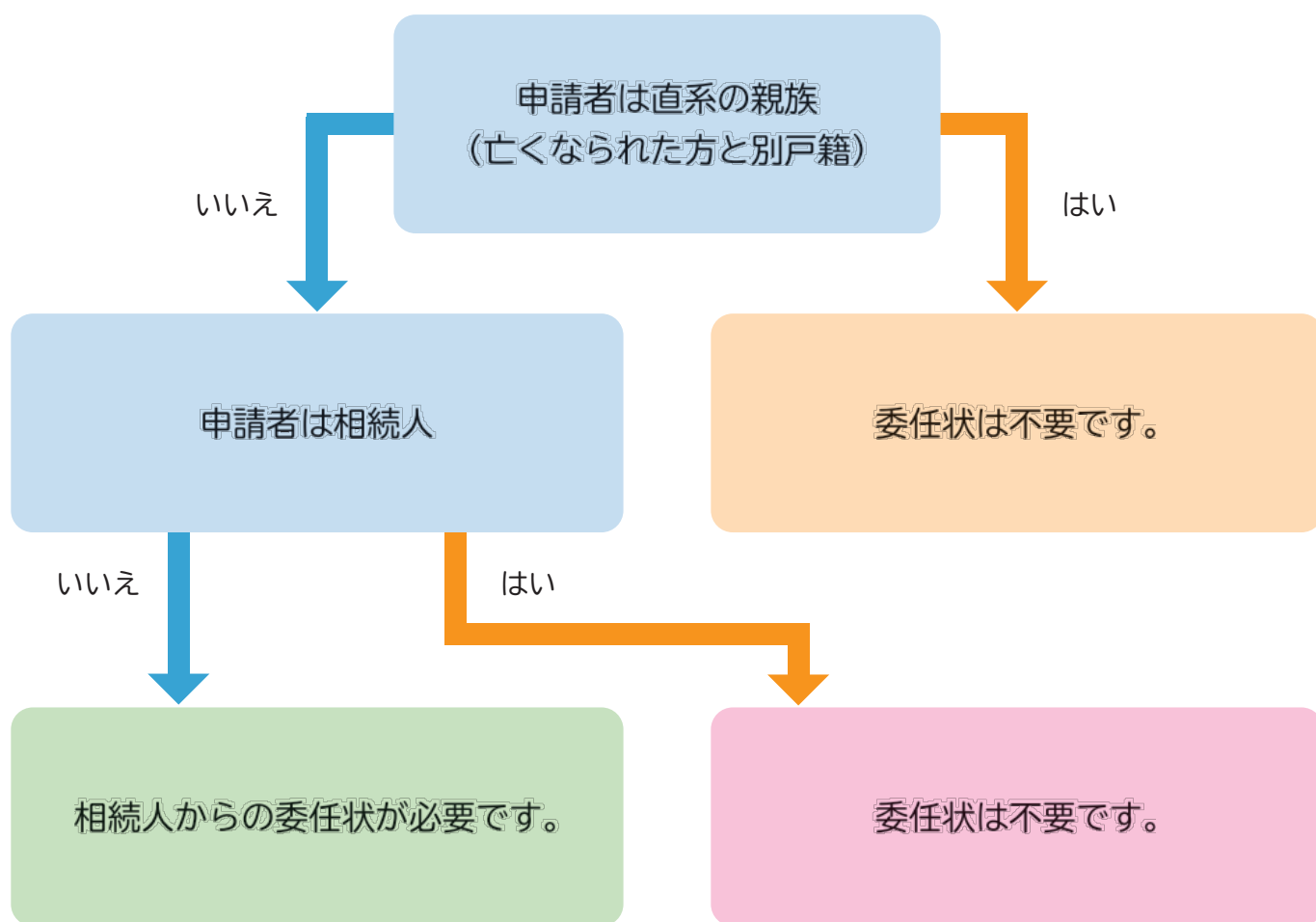
戸籍謄本などを請求できる方

戸籍謄本などは本人及び同一戸籍内にいる方、直系親族の方が申請可能です。亡くなられた方の証明書を発行する際に、申請者（窓口に来られる方）との関係によって、証明書の取得に委任状が必要な場合があります。

委任状が必要かどうかは、下記のフローチャートをご参照ください。

※兄弟姉妹、甥姪は直系親族ではありません。

※申請者と亡くなられた方との関係性を確認する戸籍や疎明資料を求める場合があります。



MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

死亡後の手続きで
期限があるもの

市役所及び公的
機関で行うもの

市役所及び公的機関以外で
手続きが必要になるもの

相続に関する
手続きについて

住民税・介護保険料
について

亡くなられた方の
戸籍や住民票について

公共施設・法務局支局・
年金事務所・年金相談センター

亡くなられた方の『除かれた住民票（除票）』について

『除かれた住民票（除票）』を請求できる方

- ・ 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある方
- ・ 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある方
- ・ その他住民票の記載事項を利用する正当な理由がある方

※疎明資料をご持参ください。

（例）請求される方が相続人であることを証明する戸籍謄本など。

亡くなられた方と請求される方の氏名や契約内容が記載されている保険証書など。

マイナンバーを記載した『除かれた住民票（除票）』の取得

亡くなられた方のマイナンバーを記載した『除かれた住民票（除票）』は現在の制度上、取得することができません。『除かれた住民票（除票）』の提出先に、その旨をご相談ください。

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

死亡後の手続きで
期限があるもの

市役所及び公的
機関で行うもの

市役所及び公的機関以外で
手続きが必要になるもの

相続に関する
手続きについて

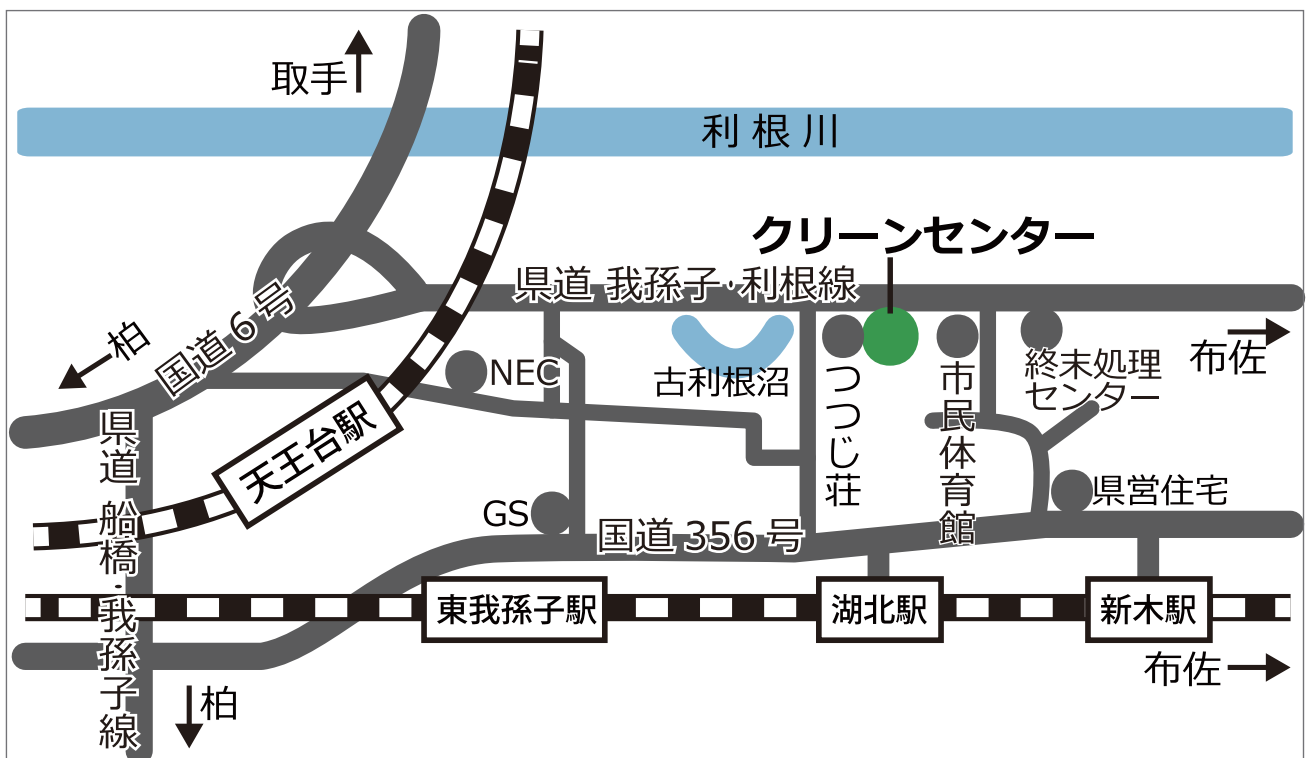
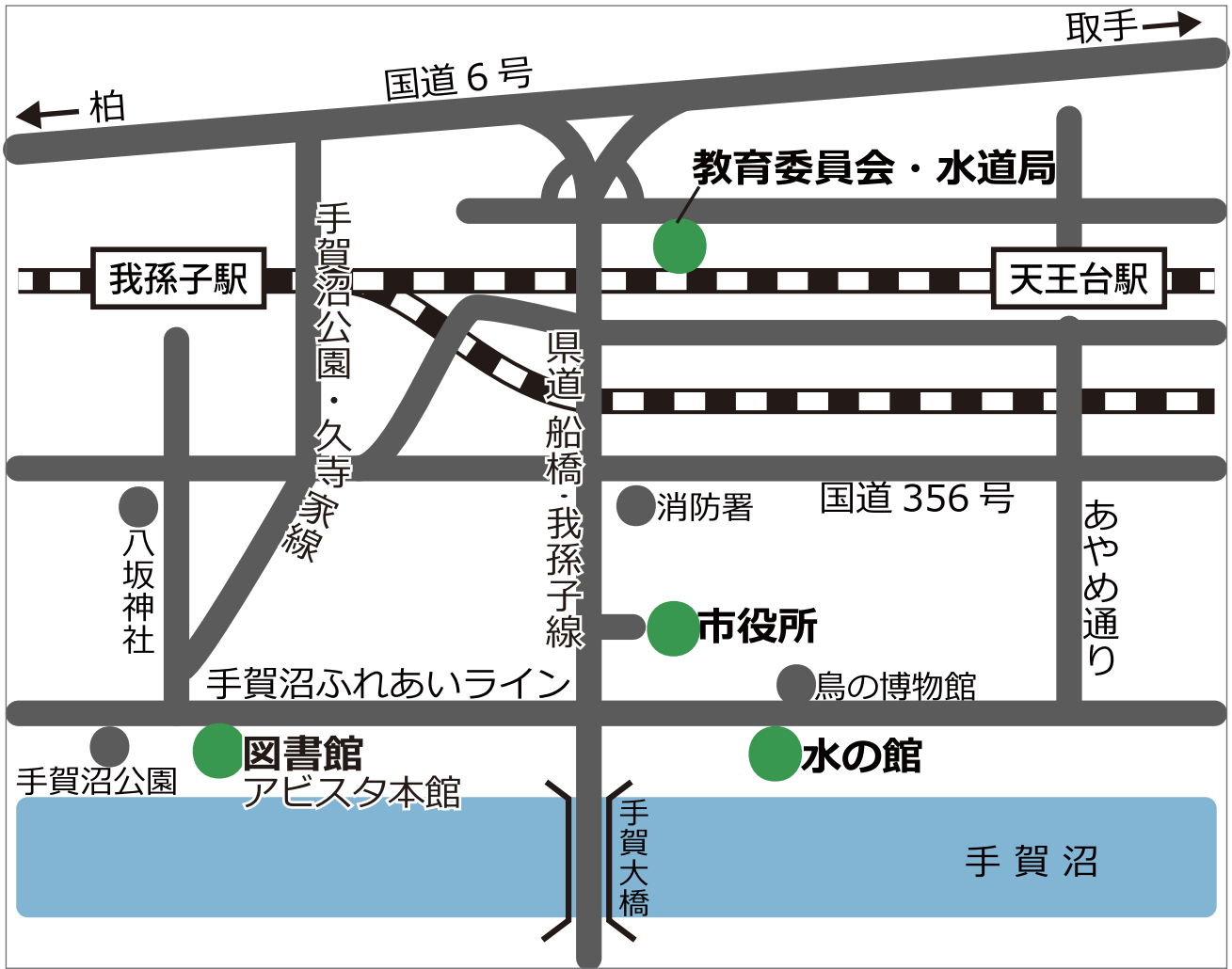
住民税・介護保険料
について

亡くなられた方の
戸籍や住民票について

公共施設・法務局支局・
年金事務所・年金相談センター

公共施設案内図

※手続きに該当する課を掲載しています。



千葉地方法務局柏支局のご案内

所在地	〒277-0005 千葉県柏市柏6-10-25
電話番号	☎ 04-7167-3309 (代表) ※自動音声ガイダンスに従い、該当する番号を選択してください。 【1】登記の各種証明書、地番や家屋番号の照会、管轄や道案内に関するお問い合わせ 【2】土地・建物の登記申請手続きに関するお問い合わせ 【3】それ以外のお問い合わせ
アクセス	◆ JR 常磐線・東武アーバンパークライン「柏駅」から徒歩 15 分 ◆ 柏駅から阪東バス戸張行き 10 分「柏法務局入口」下車、徒歩 3 分
周辺地図	
窓口対応時間	平日(月～金) 午前9:00～午後5:00まで
休業日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)

死亡後の手続きで
期限があるもの

市役所及び公的
機関で行うもの

市役所及び公的機関以外で
手続きが必要になるもの


相続に関する
手続きについて

住民税・介護保険料
について

亡くなられた方の
戸籍や住民票について

公共施設・法務局支局・
年金事務所・年金相談センター

松戸年金事務所のご案内

所在地	〒270-8577 千葉県松戸市新松戸1-335-2
電話番号	☎ 047-345-5517 (代表) 受給に関する来所は必ず予約してください (予約受付専用 ☎ 0570-05-4890)
FAX番号	047-342-9711
アクセス	JR 武蔵野線・常磐線「新松戸駅」下車 徒歩 5 分
駐車場	有 (10台)
周辺地図	
受付時間	平日 (月～金) 午前8:30～午後5:15まで 年金相談は、「時間延長」や「週末相談」も実施しています。 時間延長: 週初の開所日 午後5:15～午後7:00まで 週末相談: 第2土曜日 午前9:30～午後4:00まで
休業日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始 (12月29日～1月3日)

街角の年金相談センター柏のご案内

所在地	〒277-0005 千葉県柏市柏4-8-1 柏東口金子ビル1階
電話番号	☎ 04-7160-3111 (予約専用) ※必ず予約してください
アクセス	JR 常磐線・東武アーバンパークライン「柏駅」下車 徒歩 5 分
駐車場	なし
周辺地図	
受付時間	<p>平日(月～金) 午前8:30～午後5:15まで</p> <p>年金相談は、「時間延長」や「週末相談」も実施しています。</p> <p>時間延長: 週初の開所日 午後5:15～午後7:00まで</p> <p>週末相談: 第2土曜日 午前9:30～午後4:00まで</p>
休業日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)

死亡後の手続きで
期限があるもの

市役所及び公的
機関で行うもの

市役所及び公的機関以外で
手続きが必要になるもの

相続に関する
手続きについて

住民税・介護保険料
について

亡くなられた方の
戸籍や住民票について

公共施設・法務局支局・
年金事務所・年金相談センター



発行 我孫子市市民生活部市民課
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 令和6年5月作成

このハンドブックは、広告主の一部協賛により作成されたものです。
広告掲載に関するお問い合わせ ☎ 03-6866-0885 (株式会社鎌倉新書)